

お知らせ

水道管の防寒対策は早め

水道管は早めの防寒対策で破裂やひび割れを防ぎましょう。凍らないために水道管や蛇口に毛布や布などの保温材を巻き付け、ひもやテープで押さえます。布や発泡スチロールなどを詰めたビニール袋をメーターボックスに入れることも有効。検針できるようにメーターの上面は空けておいてください。破裂して水が噴出したらメーターボックス内の止水栓を閉めて、破裂した部分に布やテープを巻き応急処置を。最寄りの指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。なお、休日の指定業者は左表のとおり。

Table with 2 columns: 休日, 事業者. Lists emergency water supply contractors for holidays.

けるのを待つか、タオルをかぶせてゆつくりとぬるま湯をかけます。熱湯を直接かけると水道管が破裂する危険があります。水道管整備課 ☎027・898・3033

証明サービスコーナー臨時休業

12月10日(土)と17日(土)は機器メンテナンスのため、前橋プラザ元気21証明サービスコーナーを臨時休業します。 岡市民課 ☎027・210・2279

冬の県民交通安全運動

12月10日(土)まで、冬の県民交通安全運動を実施。重点項目は、子どもと高齢者の交通事故防止、夕暮れ時

本庁・支所・市民サービスセンター 前橋プラザ元気21証明サービスコーナー

の早めのライト点灯と反射材などの着用促進、飲酒運転などの悪質・危険な運転の根絶です。飲酒運転は重大交通事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪。「飲酒運転を絶対にしない、させない」を徹底してください。交通ルールとマナーを守り、交通事故の防止と安全運転意識の向上に努めてください。 岡交通政策課 ☎027・898・6263

マイナンバーカード申請書送付

マイナンバーカード未取得者に、11月中旬から12月上旬にかけて、マイナンバーカード交付申請書を送付。スマホなどで申請書の二次元コードを読み取ると簡単に申請できます。郵送での申請も可能。最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申し込みには、マイナンバーカードが必要。マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は12月末。希望者は早めに取り



8時30分～17時15分 10時～19時

夜間休日申請窓口を開設します

平日昼間の来庁が難しい人を対象にマイナンバーカード申請窓口を開設します。

時(夜間) 12月9日(金)17時～18時30分(休日) 12月4日(日)・10日(土)・11日(日)、8時30分～11時30分

持通知カード、写真付きの本人確認書類1点(運転免許証など)。ない場合は健康保険証や年金手帳などをご持参ください。 岡市民課 ☎027・898・6101

旧前東商各施設の利用受け付け

旧前東商高の各施設について、4月以降の利用調整会議を実施。大会での利用は1月7日(土)までに大胡総合運動公園へ事前に連絡してください。

時 1月14日(土)〈卓球・軽スポーツ室〉10時(グラウンド・テニスコート)11時(体育館) 13時30分

場 大胡総合運動公園弓道場 対市内に在住・在勤・在学する人が過半数を占める10人以上の団体 申 当日会場へ直接 岡 岡市民課 ☎027・230・4055

医療従事者と調理師は提出を

今年度は医療関係従事者などの統計調査の実施年。対象者は届け出てください。 時 1月16日(月)まで

対 12月31日(土)現在、次のいずれかに該当する人。1 市内に住所があり日本の国籍、歯科医籍・薬剤師名簿に登録されている 2 市内で業務に従事している 歯科衛生士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師、准看護師 3 市内で調理業務に従事している調理師

届出書の提出

は厚生労働省医療従事者届出システムで。3 は1月1日(日)からぐんま電子申請受付システムで 岡保健総務課 ☎027・220・5781



在宅介護者に慰労金支給

介護保険の要介護4・5の高齢者を在宅で介護している人に、年額8万円の慰労金を支給。過去に慰労金

市長コラム Mayor's Column

「前橋ブックフェス」をにぎやかに開催することができました。移住の仲間たちも増えています。高齢者や障害者が外出しやすくなる新しい交通の形も前進しています。

しかし、順風満帆なことばかりではありません。11月、元副市長逮捕の知らせが伝えられました。入札制度の改革などを実施し、市民の皆さんからの信頼回復に努めてきたところではありますが、再び、皆さんの信頼を失ってしまったことをおわびしなければなりません。

私たちがスピードを上げて走れば走るほど、いろいろな障害にぶつかるものです。

でも、私たちは、起きることを一つ一つ解決しながら前進するしかありません。

山本 龍



高額療養費の負担軽減制度

8月1日から1年間でかかった外来の自己負担額を個人単位で合算し、年間上限額14万4,000円を超えた金額を支給します。対象は7月31日時点で、高額療養費の自己負担額の所得区分が一般か低所得者(住民税非課税世帯)の70歳から74

の支給があった場合、その申請日の翌日から1年経過した日の属する月の初日から申請できます。結果通知は四半期ごとに送付。2月末までの申請は3月中旬に通知します。申請書は本市ホームページでダウンロードできるほか、郵送もできます。詳しくは問い合わせください。

次の全ての条件を満たす高齢者を主として介護している人。1 本市に在住で、申請日時点で65歳以上 2 在宅で6カ月以上、要介護4・5の状態が継続 3 申請月の前6カ月間で利用したショートステイ(短期入所)や小規模多機能型居宅介護の宿泊の日数の合計が7日を超えない 4 申請月の前6カ月間での入院・入所期間が10日を超えない 5 申請時に入院中または入所中でない 甲 郵送で。申請書に記入し、通帳の写しを添えて市役所長寿包括ケア課 ☎027・898・6134へ

国保税などは所得控除の対象に

今年納付した国民健康保険(国保)税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、税の申告で社会保険料控除の対象になります。各納付額は、領収書や1月中旬に発送する口座振替済通知書で確認を。納付確認書の請求も可能。年金引き去りの分は日本年金機構などが送付する源泉徴収票で確認できます。詳しくは問い合わせください。

岡国保税の納付確認書については収納課 ☎027・898・6226 国保税の課税内容については国民健康保険課 ☎027・898・6250 後期高齢者医療保険料については国民健康保険課 ☎027・898・5955 介護保険料については介護保険課 ☎027・898・6159